市川市国民健康保険条例及び市川市国民健康保険税条例の一部改正について

市川市国民健康保険条例及び市川市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例を次のように定める。

平成30年2月26日提出

市川市長職務代理者 市川市副市長 佐 藤 尚 美

市川市条例第 号

市川市国民健康保険条例及び市川市国民健康保険税条例の一部を 改正する条例

(市川市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 市川市国民健康保険条例 (昭和35年条例第27号) の一部を次のように改正する。

第1条(見出しを含む。)中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。 第2条の見出し中「国民健康保険運営協議会」を「市川市国民健康保険 運営協議会」に改め、同条第1項中「国民健康保険運営協議会」を「国民 健康保険法(昭和33年法律第192号)第11条第2項の規定により設 置する市川市国民健康保険運営協議会」に改める。

第7条中「(昭和33年法律第192号)第72条の4」を「第72条の5第1項」に改める。

(市川市国民健康保険税条例の一部改正)

第2条 市川市国民健康保険税条例(昭和35年条例第28号)の一部を次の

ように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)
- (2) 後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)
- (3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第2条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項第2号」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に改め、「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」を削る。

第5条第1号中「(昭和33年法律第192号)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の市川市国民健康保険税条例の規定は、平成 30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分 までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 理 由

都道府県が国民健康保険に係る財政運営の責任主体になることに伴い、 国民健康保険税の基礎課税額等の算定方法を改めるほか、所要の改正を行 う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。